

ホームページ掲載サークルを 募集しています

船橋市勤労市民センターでは、当センターのホームページの「サークル紹介コーナー」から当センターを主な活動場所としている「サークル」の活動内容や会員募集などの情報を発信（掲載）するサークルを募集しています。

情報を発信するには「情報を発信するサークル」としての登録をしていただく必要があります。

つきましては、このパンフレットをお読みいただき、所定の手続きによりお申し込みください。

「サークル紹介コーナー」は、各サークルの活動内容や会員募集等の情報を、ホームページから発信（掲載）することにより、勤労者や市民の文化・芸術・レクリエーション活動等への参加機会の拡充、及び、サークル活動の更なる活性化を図ることを目的としています。

お問い合わせ・お申込は船橋市勤労市民センター窓口まで

住 所 〒273-0005 船橋市本町4-19-6
電 話 047-425-2551
F A X 047-426-1157
HP <http://funabashi-ksc.or.jp>

登録できるサークルの要件 (情報掲載サークル登録等運営要領第2条第3項)

- (1) 船橋市勤労市民センターを主な活動場所として活動を行う。
- (2) 船橋市内の勤労者や一般市民が活動に参加する機会があるなど開かれた活動を行う。
- (3) 営利を目的としない活動を行う。
- (4) 計画的、継続的に活動を行う(予定も含む)。
- (5) 次に掲げる活動を行っていない。
 - ① 公序良俗に反する活動
 - ② 法令に反する活動
 - ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - ④ その他管理者が適当でないと判断する活動

上記の要件をご確認の上、お申し込みください

次に掲げる活動に関する情報は掲載できません (同上運営要領第6条第1項)

- (1) 公序良俗に反する活動内容。
- (2) 法令に反する活動内容。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動内容。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動内容。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事又は信者を教化育成する活動内容。
- (6) 自己、特定の者、特定の団体のみ利益を図る活動内容。
- (7) 営利を目的とした活動内容。
- (8) その他管理者が適当でないと判断する活動内容。

情報掲載サークルとして登録するには

- (1) 別添「情報掲載サークル登録等運営要領」をお読みいただき、同意の上「情報掲載サークル登録申請書(様式1)」を「船橋市勤労市民センター指定管理者(以下「管理者」といいます。)」まで、ご提出ください(窓口直接持参又は郵送)。
- (2) その際、活動実態が分かる資料(書式任意 例:事業計画書、規約、パンフレットなど)を一つ以上添付してください。
- (3) また、活動状況等の写真を掲載する場合はCD・フロッピーディスク等により、ポスター等は紙ベース(A4版)により提出してください。(資料は返却します)
- (4) 登録要件の審査後、登録の可否を「情報掲載サークル登録可否決定通知書(様式2)」により、郵送にて管理者から通知します。

ホームページへの掲載

(1)ホームページへの掲載記事は、登録申込書に記載された情報、及び、「情報掲載サークル登録等運営要領第6条第1項」を基に、管理者が作成しホームページ上に公開します。

ただし、登録申込書で非公開を選択された項目については公開しません。

(2)なお、ホームページに公開する前に、公開の掲載記事(内容)をご確認いただきますので、誤りがあれば指定日までにご連絡ください。(連絡が無い場合はそのまま公開します)。

後日「情報掲載サークル登録可否決定通知書」をお渡しいたします。

(3)ホームページに掲載(公開)されたサークル情報についての市民等からのお問い合わせにつきましては、サークルサイドで対応するようお願いいたします。

登録内容の変更・掲載情報の更新

(1)登録事項に変更が生じたときや掲載情報の更新を行いたいときは、「情報掲載サークル登録事項変更届出書(様式3)」により管理者に届け出てください。

(2)管理者は、その内容等に基づき、ホームページの更新を行います(掲載内容の確認については、前記「ホームページへの掲載」に準じて行います)。

登録取消、登録抹消

(1)登録を取り消したいサークルは、「情報掲載サークル登録取消申出書(様式4)」により管理者に申し出てください。

(2)登録サークルが情報掲載サークル登録等運営要領第5条に定める事項に該当したときは、「情報掲載サークル登録抹消通知書(様式5)」により当該サークルに通知します。

(3)上記の場合は、ホームページに掲載されている情報等全てを抹消します。

登録情報の取り扱い

(1)登録情報は、「サークル紹介コーナー」の運営目的以外には使用いたしません。

(2)個人情報、当財団の「個人情報保護規定」に基づき管理いたします。

提出書類一覧

こんな時	提出書類
情報掲載サークルに登録をしたい	情報掲載サークル登録申請書(様式1) ※添付資料あり
管理者は、内容の審査を行い、登録の可否を「情報掲載サークル登録可否決定通知書(様式2)」により郵送等にて通知すると共に、登録申込書に記載された情報、及び、「情報掲載サークル登録等運営要領第6条第1項」に基づき、ホームページ掲載記事の作成・公開をします。	
登録内容の変更やHPの更新をしたい	情報掲載サークル登録事項変更届出書(様式3)
管理者は、その内容等に基づき、ホームページの更新をします。	
登録を取り消したい	情報掲載サークル登録取消届出書(様式4)
管理者は、ホームページに掲載されている情報等全てを抹消します。	

掲載(公開)内容の作成方法

ホームページの掲載記事等の作成は次の手順により管理者が作成します

サークルから申請のあった「登録申請書の内容」及び「情報掲載サークル登録等運営要領第6条第1項」に基づき「基本情報」を作成し、「PDF」又は「JPEG」に変換します。



写真などの情報資料は、「PDF」又は「JPEG」に変換します。
ポスターなどの紙ベース資料は、スキャナにより「PDF」又は「JPEG」に変換します。



最終的には、これらを一つにまとめ「PDF形式」の記事として掲載(公開)します。